

求職者等の皆様へ

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について

当社（セントラルグループ全各社）では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年 10 月 1 日施行・令和 7 年法律第 63 号）に基づき、求職者等の皆様が安心して求職活動等ができるよう、公正な採用選考の実施とハラスメントの防止に努めています。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは

「求職活動等において行われる、求職者等に対する事業主が雇用する社員からの性的な言動により求職活動などが阻害されること」と定義されています。

求職者等と面談等を行う際の規則（ルール）

上記のようなハラスメントを防ぐため、求職者等の皆様と面談等を行う際のルールを以下のように定めて社員に対する周知・啓発を継続的に行っています。

- 1・面接・面談は一对一の密室状態になる場所では実施しない。やむを得ず個室を使用する場合はドアを開放状態にするか又は 2 名以上で実施する。面接・面談を行う場所は次のとおりとする。

イ・セントラルグループ本社の場合は会議室又は事務所。

ロ・営業店の場合は事務所

ハ・遠隔地等の場合は、公的施設等を利用する。

- 2・面接・面談及びその連絡についての時間帯は次のとおりとする。

イ・セントラルグループ本社の場合は、午前 9 時から午後 5 時までの間とし、面接・面談に要する時間は 2 時間以内を原則とする。

ロ・営業店の場合は、午前 9 時から午後 8 時までの間とし、面接・面談に要する時間は 1 時間以内を原則とする。

ハ・遠隔地の場合は、午前 9 時から午後 5 時までの間とし、面接・面談に要する時間は 2 時間以内を原則とするが、求職者の事前の承認がある場合は、午後 8 時まで連絡することがある。

- 3・連絡方法については、次のとおりとする。

ウェブサイトのホームページ上に掲載されているセントラルグループ本社及び各営業店の求人欄の電話番号及びメールアドレス又は LINE 等による。

- 4・求職者等と担当者は私的接触（連絡等を含む）を禁止する。担当者等の求職者等に対するセクシュアルハラスメント又はそれに類する言動並びにその他の就活ハラスメントを禁止する。

相談窓口

当社（セントラルグループ全各社）は、下記のとおり、ハラスメントに関する相談窓口を設置しています。不審に思われたときは、相談窓口にご連絡ください。

相談窓口 セントラルグループ本社 相談窓口 担当 ミツイ・イシイ・オクダ・ウチダ

連絡先 電話 0569-22-3853

Email harassmentsoudan@p-concorde.jp

相談時間帯 平日午前 10 時から午後 4 時まで

- ・相談した事実や内容について、守秘を致します。
- ・相談者の了解なく、相談担当者以外の者に開示を致しません。
- ・相談者等のプライバシーの保護に配慮いたします。
- ・相談したことにより、採用面接等の拒否或いは内定取消等の不利益を受けることはありません。